

和歌山縣報

第六百九十三號

大正八年十月二十八日

火曜日

○縣令

○和歌山縣令第七二號

大正六年四月縣令第一四號輸出綿織物檢查規則左ノ通改正シ大正八年十一月一日ヨリ施行ス

大正八年十月二十八日

和歌山縣知事 池松時和

和歌山縣輸出綿織物檢查規則

第二條中

二、輸出不起毛綿織物

寧波布、柳條布、華縵閃華縵サ一ロ其ノ他色糸又ハ晒糸ヲ以テ製織シタル綿布

三、輸出染色加工物

捺染綿布無地染綿布

前項ノ規定ハ幅四十五吋以上ノモノ幅十八吋未滿ノモノ又ハ長サ十二碼未滿ノモノニハ之レヲ適用セス

織物消費稅未納ノ儘縣外ニ搬出スルモノハ之レヲ輸出品ト推定ス但シ内地需要品タルコト明瞭

ナルトモハ此ノ限ニ在ラス

第三條之二、製品ノ検査ハ検査所ニ於テ毎反ニ付整理ノ前後二回之レヲ行フ但シ別段ノ定アルモノハ検査所ニ於テ其ノ必要無シト認ムルハ簡易ノ方法ニ依リ之レヲ行フコトアルヘシ
本則ニ整理ト稱スルハ染色又ハ整理若ハ染色及整理ヲ包含スルモノトス

第三條之三、綿ワランセルニ在リテハ整理後其ノ他ノ綿織物ニ在リテハ整理前ノ検査ニ於テ合格
不合格ヲ決定ス但綿ワランセル以外ノ綿織物ニ在リテ検査後直ニ整理ヲ行フ場合又ハ消費稅納付済
ノモノハ整理後輸出ニ轉換スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

整理前ノ検査ニ合格シタルモノト雖整理後ノ検査ニ合格セサルモノハ之レヲ不合格トス
整理後ノ検査ヲ行フ場合ニ於テ整理業者確實ニ検査所ノ指定ニ從フトキハ簡易ノ方法ニ依リ検査
ヲ施行スルコトヲ得

第四條中「施行ルモノハ検査ハ其ノ効力ヲ失フモノトス」ヲ「施行若ハ切斷シ又ハ印章証票ヲ除
去シタルモノハ検査ノ効力ヲ失フ」ニ改ム

第七條第二項中「胴切」ヲ削ル

第八條、合格ヲ分チテ合格及等外合格トシ別様式ニ定ムル証票又ハ印章ヲ各検査品ノ織端ニ貼布
又ハ押捺ス

前項ノ証票又ハ印章ハ包裝ノ場合ト雖見易カラシムルヲ要ス

第九條ノ二、不合格品ハ之ヲ十二碼未満ノ長ニ截斷シ受檢者ニ還付ス

第九條、左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ合格トナスコトヲ得ス

一、甚シク適合粗笨ナルモノ

二、地質ノ脆弱ナルモノ

三、製織不良ナルモノ

四、染色不良ナルモノ

五、精練漂白整理其ノ他ノ加工不良ナルモノ

六、商標習ニ反シ幅、長量目不足ナルモノ又ハ幅ノ不同著シキモノ但シ特種ノ場合ニ於テ豫メ之

七、瑕疵汚染其ノ他ノ欠点著シキモノ

八、前各號ノ一ニ該當スルニ至ラサルモ前各號ヲ參酌シテ不良ト認ムルモノ

第十條中「胴切」ヲ削ル

第十一條 商標習ニ於テ長幅ノ一定ヲ要セサモノニ付テハ受檢者ハ豫メ別記様式ニ依リ之ヲ表示ス

ヘシ

前項ノ表示無キモノハ檢査所ノ認定ニ依リ檢査ヲ行フ

第十三條 檢査品ニハ証票又ハ印章ヲ附セサル他ノ布端ニ界切印章ヲ押捺ス但シ檢査所ニ於テ其ノ

必要ナシト認ムルトキハ之ヲ省署スルコトアルヘシ

第十四條 第二項中「不合格乙」ヲ「不合格」ニ改メ第三項中「檢査手數料ヲ添ヘ」ノ下ニ「他ノ受檢品

ヲ區分シテ」ヲ挿入シ「再檢査ノ結果前ノ檢査不當ナリト認メタル場合ハ之ヲ免除ス」ノ一項ヲ加

フ

第十四條ノ二 左ノ各號ニ該當スル製造業者ニシテ檢査所ノ指示ニ從フ者ノ製品ニ對シテハ簡易ノ

方法ニ依リ檢査ヲ施行スルコトヲ得但シ檢査所必要アリト認ムルトキハ普通檢査ヲ行フコトアル

ヘシ

一、確實ナル信用ヲ維持シ製品ノ聲價顯著ナルモノ

二、故意ニ不合格品ヲ製織スヘキ虞無シト認ムルモノ

三、整一ナル製品ヲ製織スヘキ施設ノ完備シタルモノ

四、自ラ検査所ノ行フ検査以上ニ嚴密正確ナル検査ヲ實施スルモノ

第十四條ノ三 簡易ノ方法ニ依リ検査ヲ行フ場合ニ於テ左記ノ條件ニ該當スルモノニ對シテハ其ノ

請求ニ依リ出張検査ヲ行フコトヲ得

一、検査所ノ指示ニ從ヒ常ニ一定ノ検査場所ヲ提供シアルコト

二、検査スヘキ數量常ニ一定ノ額ニ達スルコト

三、検査ノ嚴正ヲ害スル虞無キコト

第二十條 第二項中「証明スヘキ」ノ下ニ「物品及」ヲ加フ

第二十一條 削除ス

第二十二條 検査ノ印章及証票ハ織端ノ中央ニ之ヲ押捺又ハ貼付ス

第二十三條 瑕疵汚染ノ表示ハ合格ノ印章証票ニ接合シテ押捺ス

第二十九條 但書「第四條ノ場合又ハ」ヲ削ル

第三十二條 大正七年五月二十一日縣令第二十二號輸出綿織物検査規則一部ノ適用ヲ受ケサル輸出綿織物ニ關スル取扱規程ハ本則施行ノ日ヨリ之レヲ廢止ス

(章印格合査檢)

色黒、又色赤

一寸



分五寸三

(章印格合外等)

色黒、又色赤

一寸四分



寸 三

邊既爲ノ製品ニ出付スヘキ通票

整理前ノ製品ニ押捺スヘキ印章

山形県

第三十三

大正八年十月二十一日
（昭和八年九月）

第三十三

五

検査合格証票
(印章合符用)

検査合格証票



整理後ノ製品ニ貼付スヘキ証票

No. _____

(印章合符用)

検査合格証票



No. _____

和歌山縣

第六九三號

大正八年十月二十八日

第三區検査官

天

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

和歌山縣令第七三號

明治三十四年二月縣令第二十三號官有土石砂利採取規程中左ノ通改正ス

大正八年十月二十八日

和歌山縣知事 池松時和

第四條 拂下ヲ許可シタルトキハ別ニ納入告知書ヲ發スルヲ以テ之ニ依リ代金ヲ納付スヘシ

拂下ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ代金ヲ納付シタル後ニ在ラザレハ採取ニ着手スルコトヲ得ス

既納ノ拂下代金ハ之ヲ還付セズ但シ第十二條ニ依リ處分シタル場合ニ於テ豫定數量ヲ採取スルコトヲ得ザリシトキハ其ノ殘餘ノ數量ニ對スル代金ハ此ノ限ニ在ラス
拂下代金ヲ指定ノ期限内ニ納付セザルトキハ拂下許可ハ其ノ効ヲ失フ

第五條 削除

第六條 拂下ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ採取中許可書及代金領收証ヲ其ノ現場ニ携帯スヘシ但シ立五十坪以上ノモノハ此ノ限ニ在ラス

採取ノ現場ニ於テ前項ノ書類ヲ携帯セズ又ハ第七條ニ規定セル標杭ヲ建設セザルトキハ當該官吏吏員又ハ警察官吏ハ其ノ採取ヲ停止スルコトヲ得

第七條中 「許可」ノ上ニ「立五十坪以上ノ拂下ノ」加フ

第九條 削除

第十條中 「當該土木工區出張所ニ届出ツヘシ」トアルヲ「所屬工區出張所ヲ經テ知事ヘ届出ツヘシ」ト改ム

第十三條第二項中 「前項ノ原因」トアルヲ「前項ニ」ト改ム

第十四條 但書削除

第十五條 本規程ニ依リ許可ヲ受ケスレテ官有ノ土石又ハ砂利ヲ採取シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

○ 告 示

○和歌山縣告示第三三四號

大正六年十一月告示第三四七號輸出綿織物検査施行細則左ノ通改正シ大正八年十一月一日ヨリ施行ス

大正八年十月二十八日

和歌山縣知事

池 松 時 和

和歌山縣輸出綿織物検査施行細則

第三條 削除ス

第五條 削除ス

第六條 削除ス

第七條 削除ス

第七條ノ二 左表製織標準ニ適合セサルモノハ不合格トス但シ經緯糸數合格スルニ至テサルモノ其ノ

不足數一割未満ニシテ特ニ製織優良ナリト認メルモノハ等外合格ト爲スコトヲ得

製織標準ノ規定ニ據サルモノノ製織ニ付テハ豫メ見本又ハ其ノ設計ヲ呈示シ検査所ニ於テ製品ノ

用途又ハ製織上ノ必要ニ依リ製織標準ノ規定ニ據リ難キモノト認定シタルトキハ前項ニ依ラス合

格又ハ等外合格ト爲スコトヲ得

整理後検査ヲ行フ場合ニ於テ整理ニ依リ差違ヲ生スル爲本表ヲ直ニ適用シ能ハサルモノニ在リテ

ハ各品種毎ニ其ノ實際ニ徴シ本表ヲ規準トシテ按配作製シタル表ニ依リ適用スルモノトス

一、綿フツソネル（整理前）

品 種	標 準		審 度（一吋間）	
	經 糸	緯 糸	經 糸	緯 糸
藍練裏邊	一六乃至二四番單糸	一〇乃至一四番單糸	四六本以上	三八本以上
井欄綾	同	八乃至一〇番單糸	六〇	四一
同	同	一二乃至一六番單糸	五〇	四四
英ネル	同	一〇乃至一四番單糸	四〇	三六
折面白綿	同	一〇乃至一六番單糸	五六	四四
三美ノ綿モノ	同	六乃至八番單糸	四〇	三八
同	同	一〇番單糸	四〇	四二
同	同	一二番乃至一二番單糸	四〇	四五

二、綿綿布及色糸又ハ晒糸ヲ以テ製織シタル綿布（整理前）

第八條 製織不良ナルモノトハ左記各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

- 一、甚シキ織段五ヶ所以上アルモノ
- 二、適當ノ距離ヲ保ツヘキ緯縞ノ類ニシテ甚シク亂雜ナルモノ
- 三、柄違ヒ、箆通シ違ヒ、綾違ヒ其ノ他製織上ノ不注意ヨリ生スル欠点著シキモノ
- 四、前各號ノ一ニ該當スルモノ至ラサルモ前各號ヲ參酌シテ不良ナル製織ト認ムルモノ

第九條 染色不良ナルモノトハ左記各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ但シ第二號ニ依リ合格スルモノニ至ラサルモ耐熱湯試験ニ合格シタルモノニシテ色合上己ムヲ得サルモノト認ムルモノハ之レヲ等外合格ト爲スコトヲ得

一、捺染崩レ、染移、染斑其ノ他染色上ノ欠点多キモノ

二、左ノ試験ニ依リ變色、脱色、シ又ハ汚損シ若ハ色ノ浸出甚ダシキモノ

耐石鹼試験 水千分中ニ一モルセー石鹼二分結晶炭酸曹達一分ヲ含メル沸騰液中ニ検査品ヲ入レ五分間煮

沸ス但シ捺染品ハ之レヲ冷液中ニ入レ沸騰スルニ至ツテ止ム

耐酸試験

水千分中稀酸又ハ醋酸十分ヲ含メル沸騰液中ニ検査品ヲ入レ三分間煮沸ス但シ黒色及灰黒色ニ

アリテハ稀酸ニ依ルヘシ

耐熱湯試験

沸騰水中ニ検査品ヲ入レ五分間煮沸ス

前項第二號ノ試験ハ検査上必要ナレト認ムル場合ハ之レヲ行ハサルコトヲ得

第十條 精練漂白、整理其ノ他、加工著シク不良ナルモノハ左記各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ類

但、糊料過多ヲ爲合格セザルモノニシテ不正ノ目的ニ非スト認ムルモノハ等外合格ト爲スコトヲ

得ハス

一、精練漂白、不均等又ハ不適度ナルモノ若ハ漂白シタルモノニシテ鹽素若ハ酸ヲ殘留スルモノ

二、起毛、シヤラ立不適度又ハ均整ナラサルモノ

三、一割以上ノ糊料又ハ増量ヲ有スルモノ

四、整理、押縮シタルモノニシテ整理上ノ欠点著シキモノ又ハ甚シク均整ナラサルモノ

第十條之二、幅長ハ受檢石ノ表示セルモノニ付左ノ検査法ニ依リ之レヲ検査シ不足ノモノハ其ノ

表示、訂正セシム但シ表示ナキモノニシテ商慣習ニ滿タサルモノハ之ヲ不合格トス

十、幅ハ検査品ニ付適當ト認ムル數箇所ニ於テ之ヲ測定シ其ノ平均數ニ依リ之レヲ決定ス但シ二

分ノ一時(鯨尺ニ依ルモノニ在リテハ五分)ニ滿タサル端數ヲ切捨テ之ヲ測定ス

二、長ハ二分ノ一碼(鯨尺ニ依ルモノニ在リテハ一尺ニ滿タサル端數ヲ切リ捨テ之レヲ測定ス

前項但書ノ場合ニ於テ其ノ不足幅二分ノ一時(鯨尺ニ依ルモノニ在リテハ五分)以内又ハ長二分ノ

一碼(鯨尺ニ依ルモノニ在リテハ一尺)以内ノモノハ特ニ製織優良ナルモノニ限リ之レヲ等外合格

ト爲スコトヲ得

第十一條 左ノ各號ノ一ニ掲クル瑕疵、汚染二個以上ヲ有スルモノハ之レヲ不合格トシ一個ノミヲ

有スルモノハ之レヲ表示ス

第一項商慣習ニ依ル長幅ノ標準ハ製織標準中ニ定メテ示スルモノノ外陸公認セラレタルモノヲ

ルヲ要ス

第十一條 左ノ各號ノ一ニ掲クル瑕疵、汚染二個以上ヲ有スルモノハ之レヲ不合格トシ一個ノミヲ

一、連續二平方吋以上ニ亘ル瑕疵

二、接近セル經糸四本以上切斷シ半碼以上ニ亘ルモノ

三、三吋以上ノ裂疵アルモノ

四、自立ツヘキ汚染二平方吋以上又ハ汚点若ハ淡キ汚染四平方吋以上ニ亘ルモノ

五、前各號ノ一ニ該當ヒサルモノト雖前各號ノ一ニ比シ欠点ノ程度同等以上ノモノト認ムルモノ

前項ニ依リ表示ヲ爲シタル瑕疵、汚染ニ付テハ検査上瑕疵、汚染ナキモノト見做シ之ヲ取扱フモノトス

第一項各號ノ一ニ達セサルモ其ノ程度甚シク目立ツモノ三個以上アルモノ又ハ輕微ノモノト雖其

數多キモノハ之ヲ不合格トス

第十二條 削除ス

第十三條 削除ス

第十四條 削除ス

第十五條 削除ス

第十六條 削除ス

第十七條 削除ス

第十八條 削除ス

第十八條ノ二 出張検査ヲ請求セシトスルモノハ豫メ出張ノ場所、數量受檢ノ日時其ノ他ノ事項ヲ

具シテ申請シ検査所ノ承認ヲ受クヘシ

第十八條ノ三 簡易検査ハ受檢者又ハ之ニ代ルヘキ者検査所ノ指定ニ從ヒ検査ノ一部又ハ全部ヲ確

實ニ施行スル場合ニ限ル

前項簡易検査ハ受檢者又ハ之レニ代ルハキ者検査所ノ指定ニ從ハキ者トシテ認ムルキハ之ヲ中止シ適當ノ戒告ヲ爲ス

前項ハ戒告ニ應セス又ハ應スル見込ナシト認ムルトキハ正規ノ検査ヲ行フモノトス

第十八條ノ四 不合格ノ決定ハ検査員二名以上ノ合議ニ依ルヘシ

第十八條ノ五 検査員除去シ得ヘキモノト認メタル欠点ヲ發見シタルトキハ其ノ旨ヲ示シテ之レヲ申請者ニ還附スルコトヲ得

第十八條ノ六 第十八條ノ二ニ依リ出張検査ヲ受ケントスル者ハ豫メ検査所ノ指示ニ從ヒ検査ヲ行

ハキ支障ナキ準備ヲ整ヘ置クコトヲ要ス

第十九條 検査所ノ執務時限及休日ハ左ノ如シ

執務時限

自三月一日
至十月末日
午前八時ヨリ
午後五時迄

自十一月一日
至二月末日
午前九時ヨリ
午後五時迄

但時宜ニヨリ變更スルコトアルヘシ
休日

一、年始
二日間

一、年末
二日間

一、紀元節 天長節 天長節祝日
第二十條 検査所員ハ前條ニ定ムル休暇定日ノ外毎月五日ヲ超サル期間休養セシムヘシ

○和歌山縣告示第三二五號

明年四月入學セシムヘキ東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所生徒募集ニ付志願ノ者ハ同所規則並本月拾八日官報廣告熟覽ノ上來ル拾貳月七日迄ニ入學願書ニ卒業成績證明書及身體検査書ヲ添ヘ所轄郡市役所ヲ經テ薦舉方願出クヘシ

大正八年十月二十八日

和歌山縣知事 池松時和

○和歌山縣告示第三二六號

左記自轉車鑑札紛失ノ旨届出ニ依リ自今無効トス
大正八年十月二十八日

和歌山縣知事 池松時和
鑑札番號 紛失年月日 住所 氏名

- | | | | |
|--------|-----------|-------------|-------|
| 第五三一二號 | 大正八年十月十三日 | 那賀郡粉河町大字粉河 | 兒玉村之助 |
| 第五一一七號 | 大正八年十月九日 | 那賀郡池田村大字南國分 | 中川村雨 |

○和歌山縣告示第三二七號

左記醫藥用阿片販賣人ハ今般死亡ニ付之ヲ取消ス

大正八年十月二十八日

和歌山縣知事 池松時和

記

伊都郡橋本町大字橋本

村 木 隆 甫

○和歌山縣告示第三二八號

大正八年十月二十五日左記ノ區域ニ於テ耕地整理施行ノ件認可セリ

大正八年十月二十八日

記

和歌山縣知事 池松時和

一、區域

西牟婁郡二川村大字小松原字芝田地内

○報

○縣會

十月二十一日臨時縣會ニ於テ議長、副議長、
名譽職參事會員、同補充員ノ選舉ヲ行ヒレニ

左ノ通當選セリ

議長	木本主一郎
副議長	白井藤楠
名譽職參事會員	永野經一
全	久保嘉七

各委員選舉會員 同前全
 十月二十一日選舉會全
 尾崎素夫
 夏見康太郎
 西居正夫
 三木新四郎
 新谷大次郎
 岡本芳輔
 山下有次
 山田吉兵衛
 植田龜美
 宮本土郎

○會

名譽職參事會員補充員

大正八年十月二十全
 大正八年十月二十五全
 ○山縣山縣書示第三二八全

大正八年十月二十八日

○山縣山縣書示第三二八號

各委員選舉會員
 白井素夫
 木本主一

山縣山縣書示

山縣山縣書示

山縣山縣書示

大正八年拾月上半期氣象表

和歌山測候所觀測

日	年		氣		溫		平	日	風		降	天	記	事
	別	年	平	均	最	高	最	均	時	平	量	氣		
日	別	年	平	均	最	高	最	均	時	平	量	氣	記	事
七	日	本年	一九、	六〇	二四、	九三	一七	七	四	二、	八、	一雨	昨雨正午前歇	昨雨未明歇
六	日	本年	二〇、	八六	二六、	七〇	一七	八	六	二、	〇、	六晴	午後微雨	朝夜露
五	日	本年	二二、	三四	三五	八三	一九	七	一	三、	九、	四曇	昨日降雨	昨雨未明歇
四	日	本年	二二、	六六	二六、	二六	一五	八	四	二、	〇、	一曇	夜露	夕刻雨、降雨
三	日	本年	一九、	五三	二六、	九八	一六	七	九	三、	二、	一雨	早朝降雨	朝夜露
二	日	本年	一八、	三一	二五、	四〇	一八	八	二	二、	一曇	曇	朝夜露	朝夜露
一	日	本年	一六、	六〇	二六、	三七	一九	九	一	二、	三、	五雨	昨雨夜半前歇	未明ヨリ夜刻マ

八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	平均
本年	本年	本年	本年	本年	本年	本年	本年	本年
前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年
一八、七六	一九、〇八	一八、四五	一七、〇二	一八、四四	一九、四四	一七、九二	一八、六〇	一八、六〇
二四、三三	二四、七三	二四、〇二	二四、九四	二四、六二	二四、〇四	二四、八〇	二四、〇二	二四、〇二
一四、三三	一四、四四	一四、四七	一四、二六	一五、七七	一六、四五	一三、六八	一四、八九	一四、八九
七、七七	七、六七	八、八八	七、六七	八、三三	七、八九	七、七六	七、五二	七、五二
五、二九	六、八二	四、〇三	九、〇五	六、四七	四、五六	八、四七	九、二八	九、二八
三、一五	二、六七	二、八二	二、九七	四、一一	三、八五	二、六五	二、七東	二、七東
東	東	西	北	北	北	東	東北	東北
〇、〇一	〇、〇一	一、一五	二、一〇	〇、〇八	六、五	一、一	二、一	二、一
晴	晴	雨	雨	曇	晴	晴	雨	雨
朝夜露	午後三時過微震	正午前、降雨	昨午前歌、朝夜露	拂曉微雨、夜間微雨	朝露朝、午前降雨、午前十一時過微震	朝夜露	正午前、降雨、朝夜露	正午前、降雨、朝夜露

大正八年十月二十八日印刷
大正八年十月二十八日發行
和歌山縣報

一ヶ月定
價郵稅共

發行人
和歌山市東長町五丁目
山口郡 三郎

印刷人
和歌山市四丁丁盛地
和歌山印刷工場